

<件名> 「有明海・八代海等総合調査評価委員会報告（案）」に対する意見

<氏名> 高橋 徹 熊本保健科学大学共通教育センター

意見 1

① 該当箇所： 図 3-1-5 および海域 6 に関して

② 意見：COD 負荷 有明海全域へのグラフなので、目立たなくなっているが、「本明川」（解説にあるように 98 年以降は潮受堤防からの排水負荷）からの負荷分は数倍に上がっている。正確には 98 年以前の流域負荷の該当部分を区分して考察する必要があるとしても（ここでは区分できない）、2700ha の浄化機能喪失の影響はこの海域にとって無視できない筈である。せつかく海域区分に分けているのに有明海全体のグラフしか示されていないため、最も漁獲低下が顕著な海域 6 の考察につながっていない。重要部分であり再検討が必要である。

③ 参考：佐々木克之 2016. 2-1 章 干拓事業によって失われた諫早湾干潟の浄化機能. 諫早湾の水門開放から有明海の再生へ 有明海漁民市民ネットワーク編

意見 2

① 該当箇所：全体

② 意見：諫早湾干拓事業によって 2700ha の干潟の浄化機能や一次生産機能、産卵育成場としての機能、海水の水平流動への寄与が喪失された事は衆知の事実であり、その影響を評価するための開門調査は海苔第三者委員会のみならず、確定判決によって決定している。環境省が 2014 年に公表した干潟の経済的価値（1204 万円/ha/年）を単純に適用した場合でも一日あたり 1 億円の生態系サービスの損失となり、漁業被害につながっていないと解釈する方に無理がある。しかし、本報告では開門調査はもとより潮受け堤防からの排水の影響すら殆ど言及がない。干拓事業が全ての要因とは言わないが、殆ど考察対象から外れている事は、あくまで科学的事実を検証する委員会報告としては違和感を覚える。客観的科学的評価をおこなう委員会であって、政治的に影響される委員会ではないと思いたいのだが。

③ 参考：諫早湾の水門開放から有明海の再生へ 有明海漁民市民ネットワーク編

意見 3

① 該当箇所：全体

② 意見：上記以外についても、調整池の実態と影響について殆ど記述されていない。農水省は一貫して排水に影響が諫早湾内に留まるとしているが、そうでないことは観測塔データを解析すればわかる事である。また、調整池で夏期から晩秋にかけて発生しているミクロキスティス属の有毒シアノバクテリアは急性毒性だけでも青酸カリの 100 倍以上ある猛毒だが、我々の試算では年間数十～数百キロレベルで海域に排出されており、一部は底質に残留し、ベントス中に移行・濃縮されている事が明らかになっている。これは環境にとっての重大事案だが、全く検討すらされていない。

③ 参考：

Umehara, A., Tsutsumi, H., Takahashi, T. 2012. Blooming of *Microcystis aeruginosa* in the reservoir of the reclaimed land and discharge of microcystins to Isahaya Bay (Japan) Environ. Sci. Pollu. Res. 19(8): 3257–3267.

小森田智大・梅原亮・田井明・高橋徹・堤裕昭 2014. 諫早湾調整池から排水された高濁度水の湾内における短期的な挙動の解明 海の研究 23(1):1-12.

Takahashi, T., Umenara, A., Tsutsumi, H. 2014. Diffusion of microcystins (cyanobacteria hepatotoxins) from the reservoir of Isahaya Bay, Japan, into the marine and surrounding ecosystems as a result of large-scale drainage. Mar. Poll. Bull. 89(1-2):250-258.

Umehara, A., Komotira, T., Tai, A., Takahashi, T., Orita, R. Tsutsumi, H. 2015. Short-term dynamics of cyanobacterial toxins (Microcystins) in seawater following discharge from a reservoir created by the reclamation project of the tidal flats in Isahaya Bay, Japan. Mar. Poll. Bull. 92(1-2):73-79.

意見 4

① 該当箇所：4-1-1 「両海域が抱える諸問題の原因・要因を可能な限りの確に把握した上で、国や地方公共団体等の関係行政機関のみならず、有識者、教育・研究機関やNPO、漁業者、企業等の多様な主体が両海域の再生に取り組むことが望ましい。

こうした原因・要因の考察については、その特定自体は目的ではなく、有明海

及び八代海の再生に向けた措置に資するとの観点から、評価委員会としての見解を示すものである。」

② 意見：有明海異変から相当な年月が経過するなかで、前段部分は指摘されるまでもなく、「開門調査」以外の様々な試みが既に取り組みられてきたのであって、評価委員会に期待されていることはその指針を示すことではないだろうか？しかし、後段の文章を見て思わず読み返した。原因の特定を当初から目的としてなかったとは、私の認識不足だったのだろうか？そうであるなら、原因の特定もないところから「再生に向けた措置」が出てくる事は、有明海異変当初であればともかく、これだけ時間が経過した現時点としては理解しがたい。

意見 5

① 該当箇所：5-9 ほかに全体の各部分で述べられている「再生に向けた措置」について

② 意見：原因の特定を回避した中で示されている再生策は、「牡蠣礁」以外、特措法を基に大金と長い時間を投じて実施されてきたものばかりであり、農水省が再び提案していることとほとんど同様である。しかも、殆どの事業は効果が無い事が「実証」されている。評価委員会に求められる事はその具体的検証であろう。検証抜きに同じことを繰り返す時間は残されていない。そして、唯一実施されてない施策が「開門調査」である。これをテーブルに載せる事は委員から何度も提起されているのではないか？もし、政治的理由で検討からさえ除外されているとすれば、評価委員会の存在意義自体が問われることとなる。